

この届のみでは申請できません。住民票(必須)と事由に応じた書類を必ず添付してください。
対象ご家族のマイナンバーを、会社・法人のマイナンバーWEBシステムに登録してください。

提出前に確認して☑(必須)
☐ 続柄記載の世帯全員の住民票を添付
☐ 続柄・事由に応じた必要書類を添付
☐ マイナンバー登録をした/する

被保険者	被保険者 記号・番号	.		GUI														
	被保険者 氏名	フリガナ										生 年 月 日	5. 昭和 7. 平成	年	月	日	性別	男 女
	被保険者 住所	〒										電話	()					
	資格取得 年月日	7. 平成 9. 令和	年	月	日	(事業主記入欄) 標準報酬月額		千円										

被扶養者	異動の別	追加	氏名	フリガナ (氏)		(名)	生 年 月 日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月	日	性別	男 女	続柄 〔例〕 長男・長女
	職業	年 取		被扶養者にな った日		9. 令和	年	月	日	海外居住者は その理由				
	医療機関等 の受診方法	下記のいずれかに必ず☑を記入してください ☐ マイナ保険証を利用 ☐ マイナ保険証の利用が出来ない(※)ため資格確認書(ハガキ大の紙証書)発行を希望										※資格確認書の発行は下記に該当する方に限られます ・マイナンバーカード未取得、更新中、または返納済 ・マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていない ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた		

【1】被扶養者として申請することになった理由を教えてください ※未記入の場合は差し戻します。
(対象者の状況、扶養されるまでの経緯、他の扶養義務者が扶養できず被保険者が扶養せざるを得なくなった経緯等を詳しく)

【2】今回、扶養申請する方について記入してください (該当事項のいずれかに○をし、記入もれのないようにしてください)

1. 現在、加入している 健康保険	なし	出生 / 最終加入健保組合名 () 年 月 日 資格喪失	
	あり	任意継続・国民健康保険・勤務先の健康保険・共済組合・他の家族の被扶養者・その他()	
2. 被保険者との同別居	同居	※会社命令の人事異動を理由とした単身赴任は「同居」として、住民票の世帯分離をしている場合は「別居」として扱います。	
	別居	別居理由() 1ヶ月の送金額(月額 円)	
3. 他の扶養義務者 (被保険者の配偶者・父母など)	いない		
	いる 被保険者から見た続柄で記入して下さい	氏名:	続柄: 申請対象者を扶養できない理由:
		氏名:	続柄: 申請対象者を扶養できない理由:

【3】就労・収入について、18歳以上(高校卒業以降)の方は必ず記入してください (該当事項のいずれかに○をし、記入もれのないようにしてください)

1. 現在の就労状況	就労中	パート/アルバイト・派遣・自営業/個人事業主 [事業内容:] ・その他()	
	無職	就労歴なし・就労歴あり 退職日: 年 月 日 退職事由: 定年・結婚・出産・その他()	
		退職日が2年以内の方は失業等給付についても必ずご回答ください。	
		受給中	年 月 日から 月 日頃までの予定 (基本手当日額: 円)
		申請する	受給資格者証写し提出予定日 【 年 月 日 】※申請日より2ヶ月以内に要提出
		受給延長	理由() 延長通知書 提出予定日【 年 月 日 】
		受給終了	受給終了日: 年 月 日
2. 現在の収入	なし あり 一時的な収入(退職金・相続等)は「収入」とは みなしません。「収入」とは 税・保険料等控除前 の「総収入」を指し「所得」ではありません。	給与	(月額 円) もしくは (年額 円)
		年金	(名称: 年金) (年額 円)
		傷病手当金	支給開始日: 年 月 日 (支給日額: 円)
		その他	配当・利子・不動産・雑収入・その他() / (年額 円)
		収入内訳	

事業主記入欄	事業所 所在地
	事業所 名称
	事業主 氏名
	電話

受付日付印

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。再審査請求は審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省)内)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。(ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができません。)

なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

健保使用欄	常務理事	事務長		担当